

労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要

メンタルヘルス対策の充実・強化

- 医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務付ける。
- 労働者は、事業者が行う当該検査を受けなければならないこととする。
- 検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から、労働者に対し通知されるようにする。医師又は保健師は、労働者の同意を得ないで検査の結果を事業者に提供してはならないこととする。
- 検査の結果を通知された労働者が面接指導の申出をしたときは、医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
- 面接指導の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- 事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡の制限の対象に追加する。

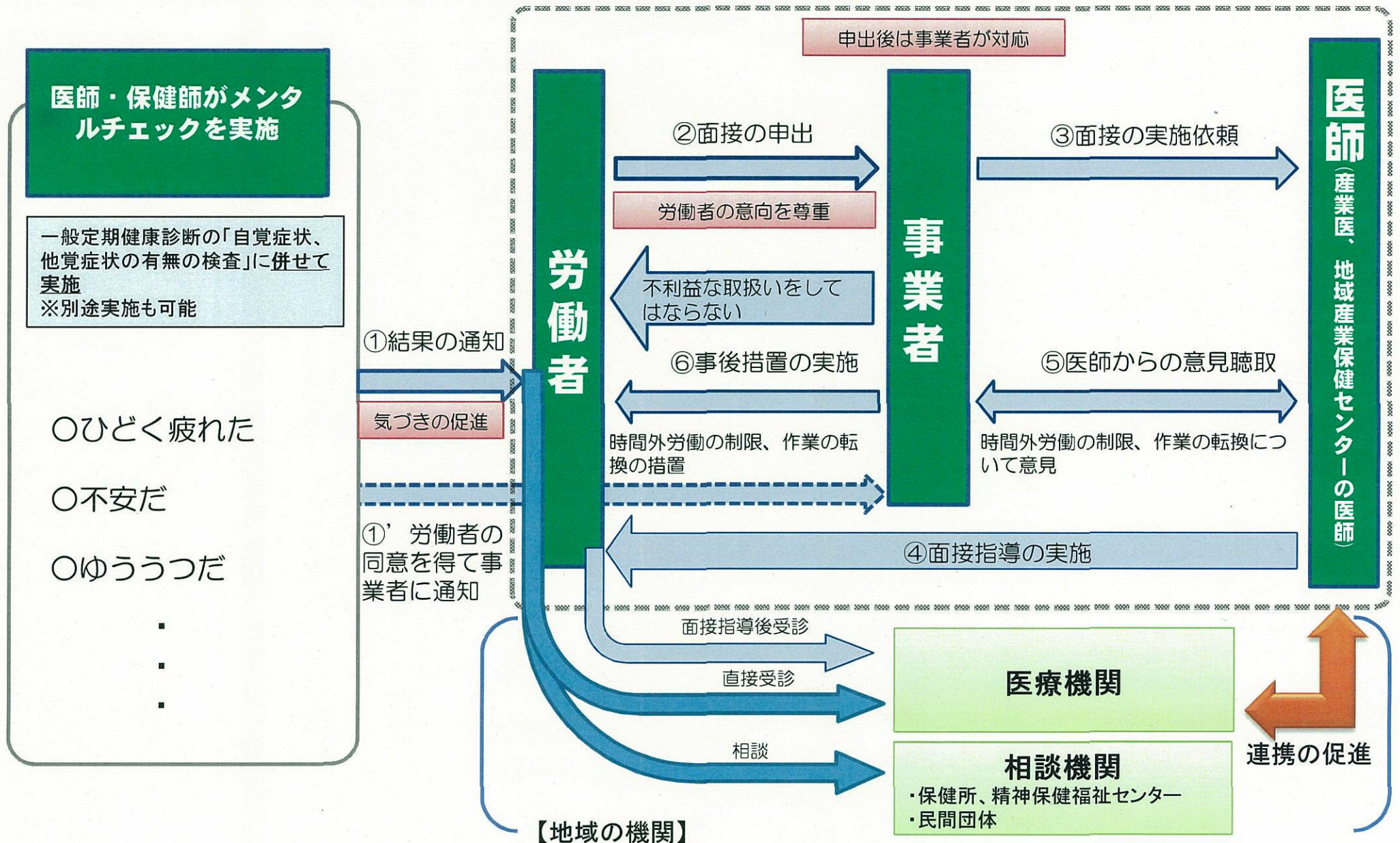
受動喫煙防止対策の充実・強化

- 受動喫煙を防止するための措置として、職場の全面禁煙、空間分煙を事業者に義務付ける。
- ただし、当分の間、飲食店その他の当該措置が困難な職場については、受動喫煙の程度を低減させるため一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務付ける。

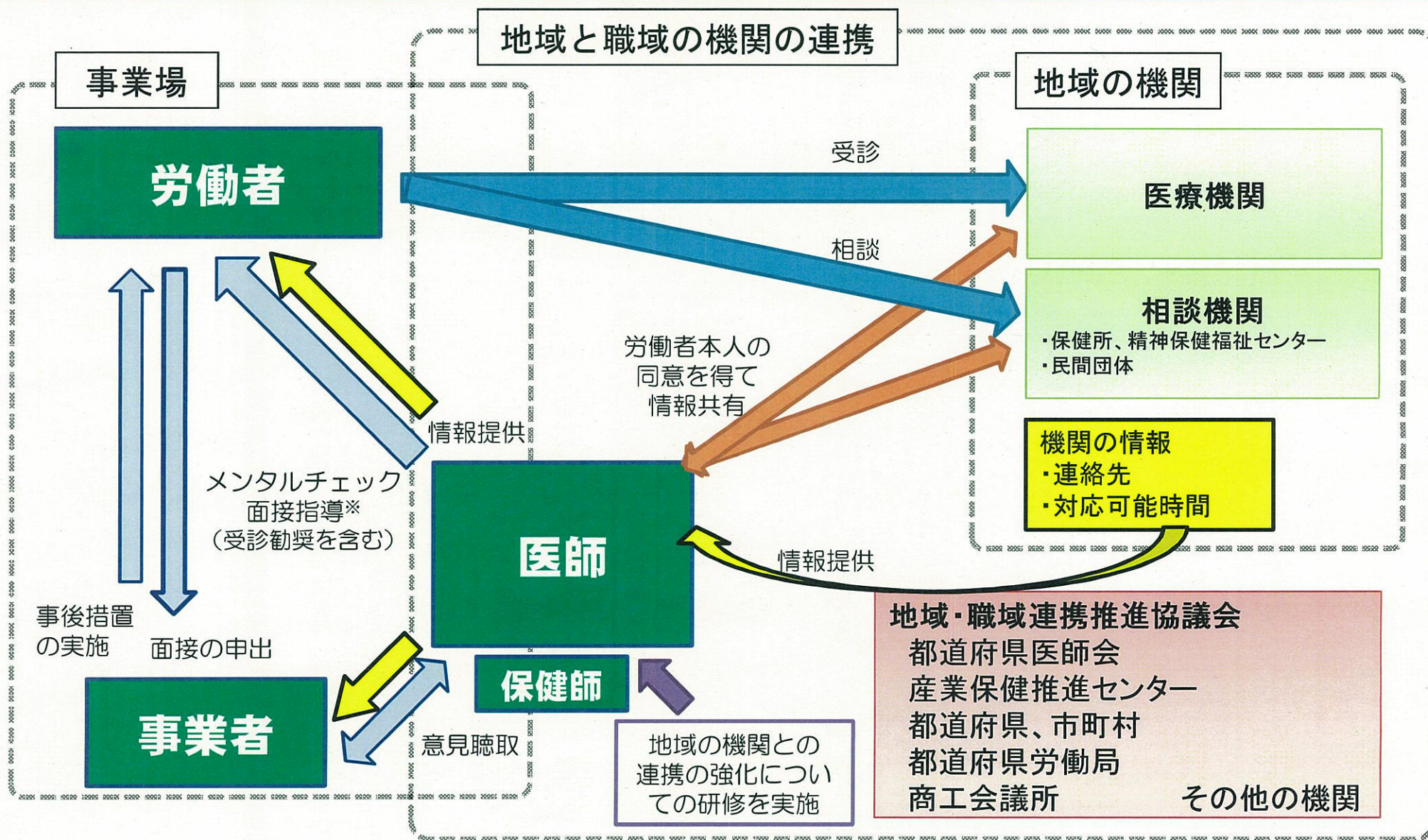
施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

（「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」は、6月を超えない範囲内で政令で定める日）

精神的健康の状況を把握するための検査と面接指導



事業場と地域の医療機関・相談機関との連携



※メンタルチェックは医師又は保健師、面接指導は医師が実施。メンタルチェックと面接指導は別の医師が実施する場合もある。

受動喫煙防止対策の支援事業について

受動喫煙防止対策助成金を始め、次の3事業を平成23年10月より開始しました。

①受動喫煙防止対策助成金

1. 対象事業主

○労働者災害補償保険の適用事業主であって、旅館業、料理店又は飲食店を経営する中小企業事業主※であること。

〔※ 料理店又は飲食店については、その常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、
旅館業については、その常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。〕

2. 助成対象

○一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

○喫煙室以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費

工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、所轄都道府県労働局の認定を受ける必要があります。

3. 助成率、助成額 : 喫煙室の設置等に係る費用の1/4 (上限200万円)

4. 予算規模 : 平成23年度予算 約2.8億円

5. 申請書等提出先 : 都道府県労働局(健康安全課又は健康課)

②受動喫煙防止対策に係る相談支援事業

○事業場における喫煙室の設置、飲食店等における浮遊粉じんの基準への対応など技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を行います。(必要に応じ実地指導も行います。)

○相談は無料です。

☆相談ダイヤル:03-3213-1012

☆問合せ先 : judo-kitsuen@tokiorisk.co.jp

(事業実施機関:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

③職場内環境測定支援事業 (測定機器貸出事業)

○受動喫煙防止対策を行う事業場において、職場内環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の無料貸出を行います。

☆申込受付ダイヤル:03-5625-4296

FAX :03-5600-4907

(事業実施機関:柴田科学株式会社)